

3. 先進諸外国における 法医学分野の画像診断 ——最新の動向と今後の流れ

飯野 守男 慶應義塾大学医学部法医学教室

法医学分野の 死後画像診断に関する 2つの“予言”

法医学分野では、1990年代後半にパートプシー (Virtopsy) と命名された死後画像診断がスイス・ベルン大学で始まった。そして、パートプシーの技術が軌道に乗ってきた2004年、同大学のDirnhofer教授は、「パートプシーにおいても、DNA研究の歴史と同じ現象が起きると確信している。初めは誰もが懐疑的だが、最終的には法制度の一部として受け入れられることになるだろう」と、その後の死後画像診断の広がりを予測した¹⁾。実際、4年後の2008年、オーストラリアで制定された新法には「CT, MRI」の用語が載った²⁾。そして同年、オーストラリア・ビクトリア法医学研究所の放射線科医O'Donnell博士は、「この5年から10年で、ほとんどの法医学機関がCT

などの画像診断装置を利用または導入するだろう」と述べた³⁾。現在、ヨーロッパを中心に世界中の法医学機関において死後画像診断が広く行われていることから、これらの“予言”はいずれも的中したと言ってよいだろう。もちろん、わが国も例外ではなく、2013年、死因究明に関する新しい法律の中に「死亡時画像診断 (Ai)」という用語が盛り込まれ、法制度の中に取り込まれた^{4), 5)}。また、裁判員裁判でAi画像が用いられるようになり⁶⁾、各地の法医学教室においても死体専用のCT装置の設置が急速に進んでいる。こうした状況のなか、Ai専用の画像診断装置を導入する機関はますます増えていくものと思われ、Aiの手法も多岐にわたることが予想される。

国際学会における 死後画像診断関連発表

世界中で死後画像診断への関心が高

まっているなか、2013年から2014年にかけて、法医学関連の4つの国際学会に出席する機会があった (表1)。以前は法医学の学会に画像診断に関するセッションはなく、その発表内容に応じて既存のセッション (例えば、個人識別や内因性急死など) に演題が振り分けられていた。しかし今回、いずれの学会においても死後画像診断は独立したセッションとして扱われており、すでに法医学分野の1つの研究ジャンルとして認識されているという印象を受けた。一方で、各学会におけるセッション名はさまざまで、Medical Imaging (医療用画像)、Diagnostic Imaging (診断画像)、Forensic Imaging (法医学画像) などと呼ばれていた。発表内容の多くが死後の画像を題材にしてはいるものの、セッション名に“死後 (postmortem)”の文字はなかった。その理由はいくつか考えられる。①法医学で扱う検査が基本的に死後のものであることを前提としているため、あらためて“死

表1 法医学関連国際会議と画像診断に関する発表の数

	開催時期	開催地	セッション名 (原題のとおり)	画像診断に関する発表の数		
				招待講演	一般口演	一般ポスター
INPALMS インド太平洋国際法 医科学会議	2013年10月	クアラルンプール (マレーシア)	Medical Imaging	5	2	0
ISFRI 国際法放射線 画像診断学会	2014年5月	マルセイユ (フランス)	Ballistics, Perinatal Virtopsy, Anthropology など	開催なし	33 すべての演題	開催なし
ISALM 国際法医学シンポジウム	2014年6月	福岡 (日本)	Diagnostic Imaging	2	7	12
IAFS 国際法科学会議	2014年10月	ソウル (韓国)	Forensic Imaging	1	12	1